

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人順明会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。この法人では理事長及び業務執行理事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の役員に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている業務執行理事に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 非常勤の役員に対しては報酬等を支給しない。
- 3 評議員には、報酬等を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤の役員への報酬総額は、年間3,000万円以内とする。

- 2 この法人の常勤の役員の報酬月額は、別表「常勤の役員俸給表」に定めるとおりとする。
- 3 この法人の常勤の役員に対する報酬月額は、別表「常勤の役員俸給表」のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。
- 4 この法人の常勤の役員には、報酬月額とは別に、評議員会の決議によって定めた報酬

額を7月と12月に、賞与として支給する。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤の役員には、通勤に要する費用として旅費交通費を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、通勤手当が支給されている業務執行理事に対しては支給しない。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、旅費規程に準じて旅費交通費として支給することができる。

4 非常勤の役員及び評議員が、法人の理事会・評議員会等の会議に出席するため及び監事が監査するための旅費交通費については、出席の都度1人一律12,000円を支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤の役員の報酬等は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前日に繰り上げて支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

平成29年4月1日から適用する。

号	月額 (円)		号	月額 (円)
1	575,000		15	925,000
2	600,000		16	950,000
3	625,000		17	975,000
4	650,000		18	1,000,000
5	675,000		19	1,025,000
6	700,000		20	1,050,000
7	725,000		21	1,075,000
8	750,000		22	1,100,000
9	775,000		23	1,125,000
10	800,000		24	1,150,000
11	825,000		25	1,175,000
12	850,000		26	1,200,000
13	875,000		27	1,225,000
14	900,000		28	1,250,000

別表 常勤の役員俸給表